

2. ひとり親世帯等の保育料負担軽減について

平成28年度予算(案)所要額 国費: 26億円(公費: 54億円)

●年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充

⇒ **第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化**

(第2階層までのひとり親世帯等については、現行制度において既に第1子より無償)

○1号認定子どもについて

階層区分	現行 保護者負担額(月額)	現行のひとり親世帯等の負担軽減 保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)
第3階層			
市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子 16,100円 第2子 8,050円	15,100円(1,000円引き下げ) 7,550円(上記の半額)	7,550円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)

○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額はすべて3歳以上児の保育標準時間認定の場合

階層区分	現行 保護者負担額(月額)	現行のひとり親世帯等の負担軽減 保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)
第3階層			
市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (年収約330万円未満相当)	第1子 16,500円 第2子 8,250円	15,500円(1,000円引き下げ) 7,750円(上記の半額)	7,750円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)
第4階層の一部			
市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約470万円未満相当世帯 のうち年収約360万円未満相当世帯)	第1子 27,000円 第2子 13,500円	27,000円(基準額表どおり) 13,500円(上記の半額)	13,500円(基準額表の半額) 0円(無償化)